

別表第1（第5条関係）

取扱金融機関一覧表

制度名 金融機関名	振興資金	小規模事業 資金（注1）	経営安定 資金	産業立地 促進資金	創業支援 資金（注2）	流動資産担 保資金	事業承継 特別保証 金
みずほ銀行	○	○	○	○	○	○	○
三菱UFJ銀行	○	○	○	○	○	○	○
三井住友銀行	○	○	○	○	○	○	○
りそな銀行	○	○	○	○	○	○	○
群馬銀行	○	○	○	○	○	○	○
きらぼし銀行	○	○	○	○	○	○	○
横浜銀行	○	○	○	○	○	○	○
山梨中央銀行	○	○	○	○	○	○	○
静岡銀行	○	○	○	○	○	○	○
阿波銀行	○	○	○	○	○	○	○
三井住友信託銀行	○	○	○	○	○	○	○
東日本銀行	○	○	○	○	○	○	○
神奈川銀行	○	○	○	○	○	○	○
静岡中央銀行	○	○	○	○	○	○	○
徳島大正銀行	○	○	○	○	○	○	○
横浜信用金庫	○	○	○	○	○	○	○
かながわ信用金庫	○	○	○	○	○	○	○
湘南信用金庫	○	○	○	○	○	○	○
川崎信用金庫	○	○	○	○	○	○	○
さわやか信用金庫	○	○	○	○	○	○	○
芝信用金庫	○	○	○	○	○	○	○
西武信用金庫	○	○	○	○	○	○	○
城南信用金庫	○	○	○	○	○	○	○
世田谷信用金庫	○	○	○	○	○	○	○
多摩信用金庫	○	○	○	○	○	○	○
商工組合中央金庫	○	○	○	○	○	○	○
合 計	26	26	26	26	26	26	26

(注1) 小口零細対応小規模事業資金を含む。

(注2) 第31条創業支援資金において財団オーディション主催者賞対象者として利用できる取扱金融機関は、三菱UFJ銀行及び山梨中央銀行を除く。

信用保証料率一覧表

(令和7年6月2日現在)

最終的な保証料率の適用は、個別中小企業者の定性要因等を加味し、信用保証協会が決定するものであり、次に記載されている基本保証料率及び特別保証料率はそれぞれ標準的な保証料率である。

(全体的な留意事項)

※1 事業者が定性要因等による保証料率の割引を受ける場合も、上記一覧表に記載された市補助料率を適用する。

※2 ●は責任共有保証料率適用の場合、◎は責任共有外保証料率適用の場合を指す。

※3 B/Sなしは貸借対照表を作成していない者に適用される保証料率である。

※4 利用条件によっては、「有担保保証による割引(担保割引)」及び「会計処理による割引(会計参与設置会社の割引)」が適用され、信用保証協会により、信用保証料率が各0.1%割引されることがある。市補助料率と信用保証協会による割引の結果、借受者の負担する保証料率が0%を下回る場合は、0%となるよう市の補助料率を減らす。

【SDGs・脱炭素化取組支援融資について】

1 各資金に補助がある場合には、通常の補助後の特別保証料率に対し、割合(30%又は60%)を乗じた補助率を適用する。

SDGs取組支援融資及び脱炭素化取組支援融資(30%型)は特別保証料率に30%を乗じた(小数点第4位切捨て)補助率とする。表の表記は「(SDGs30%)又は(脱炭素化30%)」とする。

SDGs取組支援融資と脱炭素化取組支援融資(30%型)は併用可能で、併用の場合は特別保証料率に60%を乗じた(小数点第4位切捨て)補助率とする。表の表記は「(SDGs30%・脱炭素化30%併用60%)」とする。

脱炭素化取組支援融資(100%型)は単体で100%補助となり、事業者負担はゼロとなる。表の表記は「(脱炭素化100%)」とする。

2 SDGs取組支援融資は、「かわさきSDGsパートナー」制度において認証を得た者(ゴールドパートナー)が対象

3 脱炭素化取組支援融資(30%型)は、川崎市「脱炭素行動宣言」または「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト」の認証を受けた者が対象

4 脱炭素化取組支援融資(100%型)は、「川崎市脱炭素経営アクション推進事業者認定制度」の認定を受けた者、川崎市の「事業活動脱炭素化取組計画書制度」の対象事業者、「川崎CNブランド」の認定を受けた者が対象

5 「川崎市脱炭素経営アクション推進事業者認定制度」の認定または川崎市「脱炭素行動宣言」の認証が取り消された(取り下げを含む)者は、「事業活動脱炭素化取組計画書制度」の対象事業者になった場合を除き、脱炭素化取組支援融資を利用することはできない。

6 2～4の要件を確認するため、SDGs取組支援融資や脱炭素化取組支援融資を利用したい者は、「SDGs・脱炭素化取組支援融資資格要件等届出書」(様式第24号)及び添付書類を、取扱金融機関を通じ信用保証協会へに提出する。

【事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合】

経済産業省令(中小企業信用保険法施行規則)で規定する要件を満たす融資対象者が、保証料率の上乗せを条件に保証人による保証を提供しないことを選択する場合(ただし、選択できる制度に限る。)、国の「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に定めるとおり保証料率(市補助がある場合は特別保証料率)に0.250%または0.450%を上乗せする。なお、市の補助及び信用保証協会の割引の対象外とする。

1 基本保証料率表(年率)

区 分	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
責任共有 保証料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	-
責任共有外 保証料率	2.200	2.000	1.800	1.600	1.350	1.100	0.900	0.700	0.500	1.350	1.000

※責任共有保証料率:責任共有制度対象の保証料率、責任共有外保証料率:責任共有制度対象外の保証料率

※基本保証料率表(年率)の適用資金:振興資金及び短期継続資金(SDGs・脱炭素化取組支援融資を除く)、産業立地促進資金、借換支援資金(条件変更改善型含む)の8000万超、アーリーステージ対応資金(一般保証分)

2 特別保証料率を適用する資金

(1) 振興資金(設備強化支援資金、協調支援型特別資金除く)※短期継続資金含む

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
一般保証● (SDGs30%)又は (脱炭素化30%)	市補助料率	0.570	0.525	0.465	0.405	0.345	0.300	0.240	0.180	0.135	0.345	0.300
	特別保証料率	1.330	1.225	1.085	0.945	0.805	0.700	0.560	0.420	0.315	0.805	0.700
一般保証● (SDGs30%・脱炭素化 30%併用60%)	市補助料率	1.140	1.050	0.930	0.810	0.690	0.600	0.480	0.360	0.270	0.690	0.600
	特別保証料率	0.760	0.700	0.620	0.540	0.460	0.400	0.320	0.240	0.180	0.460	0.400
一般保証● (脱炭素化100%)	市補助料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	1.000
	特別保証料率	0.000										0.000

(2) 振興資金(設備強化支援資金)

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
一般保証●	市補助料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225	0.575	0.500
	特別保証料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225	0.575	0.500
一般保証● (SDGs30%)又は (脱炭素化30%)	市補助料率	1.235	1.137	1.007	0.877	0.747	0.650	0.520	0.390	0.292	0.747	0.650
	特別保証料率	0.665	0.613	0.543	0.473	0.403	0.350	0.280	0.210	0.158	0.403	0.350
一般保証● (SDGs30%・脱炭素化 30%併用60%)	市補助料率	1.520	1.400	1.240	1.080	0.920	0.800	0.640	0.480	0.360	0.920	0.800
	特別保証料率	0.380	0.350	0.310	0.270	0.230	0.200	0.160	0.120	0.090	0.230	0.200
一般保証● (脱炭素化100%)	市補助料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	1.000
	特別保証料率	0.000										0.000

※特別保証料率から、信用保証協会が最大0.200の料率引下げを行う。ただし、この引下げには担保割引及び会計参与設置会社の割引を含む。

(3) 振興資金(協調支援型特別資金)

ア 協調枠 令和7年4月1日～令和8年3月31日保証申込受付まで ※ただし、条件変更分は補助の対象外とする。

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
一般保証(協調枠)● (条件変更補助なし)	料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	－
	国補助料率	0.950	0.870	0.770	0.670	0.570	0.500	0.400	0.300	0.220	0.570	－
	特別保証料率	0.950	0.880	0.780	0.680	0.580	0.500	0.400	0.300	0.230	0.580	－
一般保証(協調枠)● (SDGs30%)又は (脱炭素化30%) (条件変更補助なし)	料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	－
	国補助料率	0.950	0.870	0.770	0.670	0.570	0.500	0.400	0.300	0.220	0.570	－
	市補助料率	0.285	0.264	0.234	0.204	0.174	0.150	0.120	0.090	0.069	0.174	－
	特別保証料率	0.665	0.616	0.546	0.476	0.406	0.350	0.280	0.210	0.161	0.406	－
一般保証(協調枠)● (SDGs30%・脱炭素化 30%併用60%) (条件変更補助なし)	料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	－
	国補助料率	0.950	0.870	0.770	0.670	0.570	0.500	0.400	0.300	0.220	0.570	－
	市補助料率	0.570	0.528	0.468	0.408	0.348	0.300	0.240	0.180	0.138	0.348	－
	特別保証料率	0.380	0.352	0.312	0.272	0.232	0.200	0.160	0.120	0.092	0.232	－
一般保証(協調枠)● (脱炭素化100%) (条件変更補助なし)	料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	－
	国補助料率	0.950	0.870	0.770	0.670	0.570	0.500	0.400	0.300	0.220	0.570	－
	市補助料率	0.950	0.880	0.780	0.680	0.580	0.500	0.400	0.300	0.230	0.580	－
	特別保証料率	0.000										－

令和8年4月1日～令和9年3月31日保証申込受付まで ※ただし、条件変更分は補助の対象外とする。

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
一般保証(協調枠)● (条件変更補助なし)	料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	－
	国補助料率	0.630	0.580	0.510	0.450	0.380	0.330	0.260	0.200	0.150	0.380	－
	特別保証料率	1.270	1.170	1.040	0.900	0.770	0.670	0.540	0.400	0.300	0.770	－
一般保証(協調枠)● (SDGs30%)又は (脱炭素化30%) (条件変更補助なし)	料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	－
	国補助料率	0.630	0.580	0.510	0.450	0.380	0.330	0.260	0.200	0.150	0.380	－
	市補助料率	0.381	0.351	0.312	0.270	0.231	0.201	0.162	0.120	0.090	0.231	－
	特別保証料率	0.889	0.819	0.728	0.630	0.539	0.469	0.378	0.280	0.210	0.539	－
一般保証(協調枠)● (SDGs30%・脱炭素化 30%併用60%) (条件変更補助なし)	料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	－
	国補助料率	0.630	0.580	0.510	0.450	0.380	0.330	0.260	0.200	0.150	0.380	－
	市補助料率	0.762	0.702	0.624	0.540	0.462	0.402	0.324	0.240	0.180	0.462	－
	特別保証料率	0.508	0.468	0.416	0.360	0.308	0.268	0.216	0.160	0.120	0.308	－
一般保証(協調枠)● (脱炭素化100%) (条件変更補助なし)	料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	－
	国補助料率	0.630	0.580	0.510	0.450	0.380	0.330	0.260	0.200	0.150	0.380	－
	市補助料率	1.270	1.170	1.040	0.900	0.770	0.670	0.540	0.400	0.300	0.770	－
	特別保証料率	0.000										－

令和9年4月1日～令和10年3月31日保証申込受付まで ※ただし、条件変更分は補助の対象外とする。

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
一般保証(協調枠)● (条件変更補助なし)	料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	－
	国補助料率	0.470	0.430	0.380	0.330	0.280	0.250	0.200	0.150	0.110	0.280	－
	特別保証料率	1.430	1.320	1.170	1.020	0.870	0.750	0.600	0.450	0.340	0.870	－
一般保証(協調枠)● (SDGs30%)又は (脱炭素化30%) (条件変更補助なし)	料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	－
	国補助料率	0.470	0.430	0.380	0.330	0.280	0.250	0.200	0.150	0.110	0.280	－
	市補助料率	0.429	0.396	0.351	0.306	0.261	0.225	0.180	0.135	0.102	0.261	－
一般保証(協調枠)● (SDGs30%・脱炭素化 30%併用60%) (条件変更補助なし)	料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	－
	国補助料率	0.470	0.430	0.380	0.330	0.280	0.250	0.200	0.150	0.110	0.280	－
	市補助料率	0.858	0.792	0.702	0.612	0.522	0.450	0.360	0.270	0.204	0.522	－
一般保証(協調枠)● (脱炭素化100%) (条件変更補助なし)	料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	－
	国補助料率	0.470	0.430	0.380	0.330	0.280	0.250	0.200	0.150	0.110	0.280	－
	市補助料率	1.430	1.320	1.170	1.020	0.870	0.750	0.600	0.450	0.340	0.870	－
特別保証料率		0.000										－

イ モニタリング枠 令和7年4月1日～令和10年3月31日保証申込受付まで ※ただし、条件変更分は補助の対象外

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
一般保証(モニタリング 枠)● (条件変更補助なし)	料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	－
	国補助料率	0.470	0.430	0.380	0.330	0.280	0.250	0.200	0.150	0.110	0.280	－
	特別保証料率	1.430	1.320	1.170	1.020	0.870	0.750	0.600	0.450	0.340	0.870	－
一般保証(モニタリング 枠)● (SDGs30%)又は (脱炭素化30%) (条件変更補助なし)	料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	－
	国補助料率	0.470	0.430	0.380	0.330	0.280	0.250	0.200	0.150	0.110	0.280	－
	市補助料率	0.429	0.396	0.351	0.306	0.261	0.225	0.180	0.135	0.102	0.261	－
一般保証(モニタリング 枠)● (SDGs30%・脱炭素化 30%併用60%) (条件変更補助なし)	料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	－
	国補助料率	0.470	0.430	0.380	0.330	0.280	0.250	0.200	0.150	0.110	0.280	－
	市補助料率	0.858	0.792	0.702	0.612	0.522	0.450	0.360	0.270	0.204	0.522	－
一般保証(モニタリング 枠)● (脱炭素化100%) (条件変更補助なし)	料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	－
	国補助料率	0.470	0.430	0.380	0.330	0.280	0.250	0.200	0.150	0.110	0.280	－
	市補助料率	1.430	1.320	1.170	1.020	0.870	0.750	0.600	0.450	0.340	0.870	－
特別保証料率		0.000										－

(4) 小規模事業資金(短期サポート型、小口サポート型及びミニを除く。)

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
一般保証 (保証債務残高 1,500万円以下)●	市補助料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.425	0.225	0.025	0.000	0.575	0.500
	特別保証料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575					0.450	0.500
一般保証(SDGs30%)又は (脱炭素化30%) (保証債務残高 1,500万円以下)●	市補助料率	1.235	1.137	1.007	0.877	0.747	0.597	0.397	0.197	0.135	0.747	0.650
	特別保証料率	0.665	0.613	0.543	0.473	0.403					0.315	0.350
一般保証 (SDGs30%・脱炭素化 30%併用60%) (保証債務残高 1,500万円以下)●	市補助料率	1.520	1.400	1.240	1.080	0.920	0.770	0.570	0.370	0.270	0.920	0.800
	特別保証料率	0.380	0.350	0.310	0.270	0.230					0.180	0.200
一般保証 (脱炭素化100%) (保証債務残高 1,500万円以下)●	市補助料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	1.000
	特別保証料率	0.000										0.000
一般保証 (保証債務残高 1,500万円超)●	市補助料率	0.190	0.175	0.155	0.135	0.115	0.000					0.500
	特別保証料率	1.710	1.575	1.395	1.215	1.035	1.000	0.800	0.600	0.450	1.035	0.500
一般保証(SDGs30%)又は (脱炭素化30%) (保証債務残高 1,500万円超)●	市補助料率	0.703	0.647	0.573	0.499	0.425	0.300	0.240	0.180	0.135	0.425	0.650
	特別保証料率	1.197	1.103	0.977	0.851	0.725	0.700	0.560	0.420	0.315	0.725	0.350
一般保証(SDGs30%・脱 炭素化30%併用60%) (保証債務残高 1,500万円超)●	市補助料率	1.216	1.120	0.992	0.864	0.736	0.600	0.480	0.360	0.270	0.736	0.800
	特別保証料率	0.684	0.630	0.558	0.486	0.414	0.400	0.320	0.240	0.180	0.414	0.200
一般保証(脱炭素化 100%) (保証債務残高 1,500万円超)●	市補助料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	1.000
	特別保証料率	0.000										0.000
セーフティーネット 保証(1～4、6号)◎	市補助料率	0.450										0.450
	特別保証料率	0.450										0.450
セーフティーネット 保証(1～4、6号) (SDGs30%)又は(脱炭素 化30%)◎	市補助料率	0.585										0.585
	特別保証料率	0.315										0.315
セーフティーネット 保証(1～4、6号)(SDGs 30%・脱炭素化30%併用 60%)◎	市補助料率	0.720										0.720
	特別保証料率	0.180										0.180
セーフティーネット 保証(1～4、6号)(脱炭素 化100%)◎	市補助料率	0.900										0.900
	特別保証料率	0.000										0.000
セーフティーネット 保証(5、7、8号)●	市補助料率	0.382										0.450
	特別保証料率	0.383										0.450
セーフティーネット 保証(5、7、8号) (SDGs30%)又は(脱炭素 化30%)●	市補助料率	0.496										0.585
	特別保証料率	0.269										0.315
セーフティーネット 保証(5、7、8号)(SDGs 30%・脱炭素化30%併用 60%)●	市補助料率	0.611										0.720
	特別保証料率	0.154										0.180
セーフティーネット 保証(5、7、8号)(脱炭素 化100%)●	市補助料率	0.765										0.900
	特別保証料率	0.000										0.000

※保証債務残高には、他の融資制度の保証債務残高を含む。

(5) 小規模事業資金(短期サポート型、小口サポート型及びミニ)・企業立地促進資金

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
一般保証●	市補助料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225	0.575	0.500
	特別保証料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225	0.575	0.500
一般保証● (SDGs30%)又は (脱炭素化30%)	市補助料率	1.235	1.137	1.007	0.877	0.747	0.650	0.520	0.390	0.292	0.747	0.650
	特別保証料率	0.665	0.613	0.543	0.473	0.403	0.350	0.280	0.210	0.158	0.403	0.350
一般保証● (SDGs30%・脱炭素化 30%併用60%)	市補助料率	1.520	1.400	1.240	1.080	0.920	0.800	0.640	0.480	0.360	0.920	0.800
	特別保証料率	0.380	0.350	0.310	0.270	0.230	0.200	0.160	0.120	0.090	0.230	0.200
一般保証● (脱炭素化100%)	市補助料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	1.000
	特別保証料率	0.000										0.000
セーフティーネット 保証(1～4、6号)◎	市補助料率	0.450										0.450
	特別保証料率	0.450										0.450
セーフティーネット 保証(1～4、6号) (SDGs30%)又は(脱炭素 化30%)◎	市補助料率	0.585										0.585
	特別保証料率	0.315										0.315
セーフティーネット 保証(1～4、6号)(SDGs 30%・脱炭素化30%併用 60%)◎	市補助料率	0.720										0.720
	特別保証料率	0.180										0.180
セーフティーネット 保証(1～4、6号)(脱炭素 化100%)◎	市補助料率	0.900										0.900
	特別保証料率	0.000										0.000
セーフティーネット 保証(5、7、8号)●	市補助料率	0.382										0.450
	特別保証料率	0.383										0.450
セーフティーネット 保証(5、7、8号) (SDGs30%)又は(脱炭素 化30%)●	市補助料率	0.496										0.585
	特別保証料率	0.269										0.315
セーフティーネット 保証(5、7、8号)(SDGs 30%・脱炭素化30%併用 60%)●	市補助料率	0.611										0.720
	特別保証料率	0.154										0.180
セーフティーネット 保証(5、7、8号)(脱炭素 化100%)●	市補助料率	0.765										0.900
	特別保証料率	0.000										0.000

※企業立地促進資金は、セーフティネット保証(1～8号)、SDGs・脱炭素化取組支援融資の対象外とする。

(6) 小規模事業資金(小口零細対応小規模事業資金)

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
小口零細企業保証 ◎	市補助料率	1.100	1.000	0.900	0.800	0.675	0.425	0.225	0.025	0.000	0.675	0.500
	特別保証料率	1.100	1.000	0.900	0.800	0.675				0.500	0.675	0.500
小口零細企業保証 (SDGs30%)又は(脱炭 素化30%)◎	市補助料率	1.430	1.300	1.170	1.040	0.877	0.627	0.427	0.227	0.150	0.877	0.650
	特別保証料率	0.770	0.700	0.630	0.560	0.473				0.350	0.473	0.350
小口零細企業保証 (SDGs30%・脱炭素化 30%併用60%)◎	市補助料率	1.760	1.600	1.440	1.280	1.080	0.830	0.630	0.430	0.300	1.080	0.800
	特別保証料率	0.440	0.400	0.360	0.320	0.270				0.200	0.270	0.200
小口零細企業保証 (脱炭素化100%)◎	市補助料率	2.200	2.000	1.800	1.600	1.350	1.100	0.900	0.700	0.500	1.350	1.000
	特別保証料率	0.000										0.000
セーフティーネット 保証(1～8号)◎	市補助料率	0.450										0.450
	特別保証料率	0.450										0.450
セーフティーネット 保証(1～8号)(SDGs30%) 又は(脱炭素化30%)◎	市補助料率	0.585										0.585
	特別保証料率	0.315										0.315
セーフティーネット 保証(1～8号)(SDGs 30%・脱炭素化30%併用 60%)◎	市補助料率	0.720										0.720
	特別保証料率	0.180										0.180
セーフティーネット 保証(1～8号)(脱炭素化 100%)◎	市補助料率	0.900										0.900
	特別保証料率	0.000										0.000

(7) 【経営安定資金】不況対策資金(5年型・10年型)・災害対策資金(激甚災害対策資金を除く。)・借換支援資金(条件変更改善型借換資金を除く。)

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
一般保証●	市補助料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.425	0.225	0.025	0.000	0.575	0.500
	特別保証料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575				0.450	0.575	0.500
セーフティーネット 保証(1～4、6号)◎	市補助料率	0.450										0.450
	特別保証料率	0.450										0.450
セーフティーネット 保証(5、7、8号)●	市補助料率	0.382										0.450
	特別保証料率	0.383										0.450
震災緊急保証◎	市補助料率	0.400										0.400
	特別保証料率	0.400										0.400

※借換支援資金の特別保証料率は、平成23年4月1日から令和8年3月31日までとする。なお適用は同資金(条件変更改善型借換資金含む。)の保証承諾額(残高)が8,000万円までに限る。

※災害対策資金については令和元年10月29日から令和2年3月31日(保証申込受付)まで、令和元年台風第19号(東日本台風)により被害を受けた場合、市補助料率0.450～1.900、特別保証料率0.000

※災害対策資金については令和2年3月2日から令和3年3月31日(保証申込受付)まで、令和2年新型コロナウイルス感染症によるセーフティネット保証4号の認定を受けた場合、市補助料率0.900、特別保証料率0.000とする。

(8) 【経営安定資金】危機対策資金

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
危機関連保証◎	市補助料率	0.400										0.400
	特別保証料率	0.400										0.400

※令和2年3月2日から令和3年3月31日(保証申込受付)まで、令和2年新型コロナウイルス感染症による場合、市補助料率0.800、特別保証料率0.000とする。

(9) 【経営安定資金】激甚災害対策資金

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
災害関係保証◎	市補助料率	0.450										0.450
	特別保証料率	0.450										0.450

※令和元年10月29日から令和2年3月31日(保証申込受付)まで、令和元年台風第19号(東日本台風)により被害を受けた場合は、市補助料率0.900、特別保証料率0.000とする。

(10) 【経営安定資金】伴走支援型経営力強化資金

※責任共有制度の対象除外となる保証付きの既往借入金を借り換える場合も、責任共有対象とする。

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
経営力強化保証●	市補助料率	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225	0.225	0.575	－
	特別保証料率	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225	0.225	0.575	－
経営力強化保証 (セーフティネット保証5号)●	市補助料率	0.382										－
	特別保証料率	0.383										－

ただし、令和6年7月1日から令和6年9月30日までの間に保証申込受付した分は以下の料率とし、条件変更分は補助しない。

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
経営力強化保証● (条件変更補助なし)	市補助料率	1.225	1.085	0.945	0.805	0.700	0.560	0.420	0.315	0.315	0.805	－
	特別保証料率	0.525	0.465	0.405	0.345	0.300	0.240	0.180	0.135	0.135	0.345	－
経営力強化保証 (セーフティネット保証5号)● (条件変更補助なし)	市補助料率	0.535										－
	特別保証料率	0.230										－

ただし、令和7年4月1日から令和7年6月1日までの間に保証申込受付した分は以下の料率とし、セーフティネット保証5号の場合を除き条件変更分は補助しない。

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
経営力強化保証● (条件変更補助なし)	市補助料率	1.225	1.085	0.945	0.805	0.700	0.560	0.420	0.315	0.315	0.805	－
	特別保証料率	0.525	0.465	0.405	0.345	0.300	0.240	0.180	0.135	0.135	0.345	－
経営力強化保証 (セーフティネット保証5号)● (条件変更補助あり)	市補助料率	0.382										－
	特別保証料率	0.383										－

ただし、令和7年6月2日から令和7年9月30日までの間に保証申込受付した分は以下の料率とし、条件変更分は補助しない。

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
経営力強化保証● (条件変更補助なし)	市補助料率	1.225	1.085	0.945	0.805	0.700	0.560	0.420	0.315	0.315	0.805	－
	特別保証料率	0.525	0.465	0.405	0.345	0.300	0.240	0.180	0.135	0.135	0.345	－
経営力強化保証 (セーフティネット保証5号)● (条件変更補助なし)	市補助料率	0.535										－
	特別保証料率	0.230										－

(11) 【経営安定資金】条件変更改善型借換資金

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
条件変更改善型 借換保証●	市補助料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.425	0.225	0.025	0.000	0.575	－
	特別保証料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575					0.450	0.575

※条件変更改善型借換資金の特別保証料率の適用は、同資金(借換支援資金含む。)の保証承諾額(残高)が8,000万円までに限る。

(12) 【経営安定資金】企業再建資金(経営改善サポート型企业再建資金含む)

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
一般保証●	市補助料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225	0.575	0.500
	特別保証料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225	0.575	0.500
求償権消滅保証◎ (一般保証扱い)	市補助料率	1.100	1.000	0.900	0.800	0.675	0.550	0.450	0.350	0.250	0.675	0.500
	特別保証料率	1.100	1.000	0.900	0.800	0.675	0.550	0.450	0.350	0.250	0.675	0.500
求償権消滅保証◎ (事業再生保険扱い)	市補助料率	1.100										－
	特別保証料率	1.100										－
求償権消滅保証◎ (創業関係保証扱い)	市補助料率	0.400										－
	特別保証料率	0.400										－
事業再生計画保証● (普通保険・無担保保険)	市補助料率	0.340										0.400
	特別保証料率	0.340										0.400
事業再生計画保証◎ (借換緩和)	市補助料率	0.400										0.400
	特別保証料率	0.400										0.400

※経営改善サポート型企业再建資金は事業再生計画保証のみ

(13) 流動資産担保資金

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
流動資産担保融資保証●	市補助料率	0.340										-
	特別保証料率	0.340										-

(14) 【創業支援資金】アールステージ対応資金、女性・若者・シニア起業家支援資金

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
創業関連保証◎	市補助料率	0.500										-
	特別保証料率	0.300										-

※一般保証を適用する場合は基本保証料率表による。

※特別保証料率から、信用保証協会が0.300の料率引下げを行うため、**利用者負担は0.000**となる。

(15) 【創業支援資金】スタートアップ創出促進資金(SSS資金)

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
スタートアップ創出 促進(SSS)保証◎	市補助料率	0.500										-
	特別保証料率	0.500										-

(16) 事業承継特別保証資金

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	特別小口 保険◎
一般保証●	市補助料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225	－
	特別保証料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225	－
協議会等の判断有り ※●	市補助料率	1.150	1.000	0.850	0.700	0.600	0.500	0.400	0.300	0.200	－
	特別保証料率	0.000									－

※中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センター(以下、「協議会等」という。))が、ガバナンス体制の整備に関するチェックシートの確認が必要な項目の全てについて満たすものと判断したときは、表に定める料率を適用する。
なお、中小企業信用保険法施行規則第21条の各号に定める事由に該当する場合は除く。

信用保証料率一覧表(廃止した資金のうち保証債務残高があるもの)
※条件変更分のみ補助の対象とする。

(1) 振興資金(事業展開・多角化資金)(令和7年3月31日廃止)

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし
一般保証●	市補助料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225	0.575
	特別保証料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225	0.575
一般保証● (SDGs)	市補助料率	1.425	1.312	1.162	1.012	0.862	0.750	0.600	0.450	0.337	0.862
	特別保証料率	0.475	0.438	0.388	0.338	0.288	0.250	0.200	0.150	0.113	0.288
特別小口保険 扱い◎	市補助料率	0.500									
	特別保証料率	0.500									
特別小口保険 扱い◎(SDGs)	市補助料率	0.750									
	特別保証料率	0.250									
セーフティーネット 保証(4号)◎	市補助料率	0.450									
	特別保証料率	0.450									
セーフティーネット 保証(4号)(SDGs)◎	市補助料率	0.675									
	特別保証料率	0.225									
セーフティーネット 保証(5号)●	市補助料率	0.382									
	特別保証料率	0.383									
セーフティーネット 保証(5号)(SDGs)●	市補助料率	0.573									
	特別保証料率	0.192									

※セーフティネット保証(4～5号)で、特別小口保険扱いの場合は、市補助料率0.450、特別保証料率0.450。
また、SDGs取組支援融資を利用の場合は、市補助料率0.675、特別保証料率0.225。
※取扱期間は、令和4年4月1日以降に融資申込みをし、令和7年3月31日までに信用保証協会が保証申込みを受付けたものとする。

(2) 創業支援資金 新製品開発・新分野進出支援資金(令和7年3月31日廃止)

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし
一般保証●	市補助料率	1.100	0.950	0.750	0.550	0.350	0.200	0.000			0.575
	特別保証料率	0.800							0.600	0.450	0.575
特別小口保険 扱い◎	市補助料率	0.500									
	特別保証料率	0.500									

信用保証料率一覧表(廃止した資金のうち保証債務残高があるもの)

※期間外は補助の対象外とする。(条件変更分は元々補助の対象外)

(18) 経営安定資金 (コロナ対応) 伴走支援型経営改善資金
(期間は令和3年4月1日から令和6年6月30日(保証申込受付)まで)

(申込人資格要件)
次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画(以下「計画」という。)を策定した中小企業者。
ア 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。)第2条第5項第4号の規定による認定を受けていること(注1)
イ 保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること(注1)
ウ 次の(ア)又は(イ)aからfのいずれかに該当すること(注1)(注2)
(ア) 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること
(イ)a 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
b 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
c 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
d 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
e 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
f 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
エ 激甚災害(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて指定された令和六年能登半島地震による災害に限る。)について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと(注1)
注1:保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。
注2:保険法第3条の規定による普通保険に係る保証及び同法第3条の2の規定による無担保保険に係る保証(いずれも一般分に限る。)に限る。
注3:次の①及び②を満たす場合に、信用保証料率を0.2%上乘せすることにより経営者保証を免除することができる。
①令和2年1月29日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかに
おいて資産超過であること。
②直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の
資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーの貸付け等)について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

(信用保証料及び信用保証料補助)
伴走支援型経営改善資金における中小企業者が負担する信用保証料は、信用保証協会が個別中小企業者の定性要因等を加味し決定するア(通常料率)及びイ(経営者保証免除対応)の各表に定める①から⑨までの区分に応じて、借入金額に対し特別保証料率を適用することとする。また、信用保証料補助については、借入金額に対し、ア(通常料率)及びイ(経営者保証免除対応)の各表の国補助率欄に掲げる率に相当する額を国が補助し、市補助率欄に掲げる率に相当する額を市が補助するものとする。(申込人資格要件)ウについて、責任共有制度の対象の場合は、借入金額に対し次の表2に定める料率を、また、責任共有制度の対象除外の場合は、借入金額に対し次の表3に定める料率をそれぞれ適用することとする。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、川崎市中小企業融資制度要綱第10条第2項の規定にかかわらず、国及び市の補助の対象外とする。また、中小企業信用保険法施行規則第21条各号に定める事由に該当する場合については、同表⑤区分の料率及び補助率を適用する。

ア 通常料率

表1 申込人資格要件ア、イ及びエの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	0.85								
国補助料率(%)	0.65								
特別保証料率(%)	0.20								

表2 申込人資格要件ウの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
国補助料率(%)	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25
特別保証料率(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

表3 申込人資格要件ウの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
国補助料率(%)	1.05	1.00	0.95	0.90	0.75	0.60	0.50	0.40	0.30
特別保証料率(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

ただし、次の各期間に対応するものについては、それぞれの保証料率を適用するものとする。

(ア) 令和4年7月1日から令和4年9月30日までに保証申込を受け付けたもので、かつ令和5年1月31日までに融資実行されたものについては、以下のとおりとする。

表1 申込人資格要件ア及びイの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	0.85								
国補助料率(%)	0.65								
市補助料率(%)	0.20								
特別保証料率(%)	0.00								

表2 申込人資格要件ウの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
国補助料率(%)	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25
市補助料率(%)	0.23	0.20	0.17	0.14	0.12	0.10	0.08	0.06	0.04
特別保証料率(%)	0.92	0.80	0.68	0.56	0.48	0.40	0.32	0.24	0.16

(イ) 令和4年10月1日から保証申込を受け付けたもので、かつ令和5年1月31日までに融資実行されたものについては、以下のとおりとする。

表1 申込人資格要件ア及びイの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	0.85								
国補助料率(%)	0.65								
市補助料率(%)	0.20								
特別保証料率(%)	0.00								

表2 申込人資格要件ウの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
国補助料率(%)	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25
市補助料率(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
特別保証料率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(ウ) 令和5年1月10日から保証申込を受け付けたもので、かつ令和5年1月31日までに融資実行されたものについては、以下のとおりとする。

表1 申込人資格要件ア及びイの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	0.85								
国補助料率(%)	0.65								
市補助料率(%)	0.20								
特別保証料率(%)	0.00								

表2 申込人資格要件ウの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
国補助料率(%)	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25
市補助料率(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
特別保証料率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

表3 申込人資格要件ウの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
国補助料率(%)	1.05	1.00	0.95	0.90	0.75	0.60	0.50	0.40	0.30
市補助料率(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
特別保証料率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(エ) 令和5年1月10日から令和6年6月30日までに保証申込を受け付けたもので、かつ令和5年2月1日以降に融資実行されたものについては、以下のとおりとする。ただし、保証申込を令和5年1月9日以前に受け付けたもので、かつ令和5年2月1日以降に融資実行されたものについては、表1及び表2のみを適用する。

表1 申込人資格要件ア、イ及びエの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	0.85								
国補助料率(%)	0.65								
市補助料率(%)	0.10								
特別保証料率(%)	0.10								

表2 申込人資格要件ウの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
国補助料率(%)	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25
市補助料率(%)	0.23	0.20	0.17	0.14	0.12	0.10	0.08	0.06	0.04
特別保証料率(%)	0.92	0.80	0.68	0.56	0.48	0.40	0.32	0.24	0.16

表3 申込人資格要件ウの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
国補助料率(%)	1.05	1.00	0.95	0.90	0.75	0.60	0.50	0.40	0.30
市補助料率(%)	0.23	0.20	0.17	0.14	0.12	0.10	0.08	0.06	0.04
特別保証料率(%)	0.92	0.80	0.68	0.56	0.48	0.40	0.32	0.24	0.16

イ(経営者保証免除対応)(注3)適用の場合

申込人資格要件ア及びイについて、借入金額に対し次の表1に定める料率を、申込人資格要件ウについて、責任共有制度の対象の場合は、借入金額に対し次の表2に定める料率を、また責任共有制度の対象除外の場合は、借入金額に対し次の表3に定める料率をそれぞれ適用することとする。

表1 申込人資格要件ア、イ及びエの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	1.05								
国補助料率(%)	0.85								
特別保証料率(%)	0.20								

表2 申込人資格要件ウの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65
国補助料率(%)	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45
特別保証料率(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

表3 申込人資格要件ウの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	2.40	2.20	2.00	1.80	1.55	1.30	1.10	0.90	0.70
国補助料率(%)	1.25	1.20	1.15	1.10	0.95	0.80	0.70	0.60	0.50
特別保証料率(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

ただし、次の各期間に対応するものについては、それぞれの保証料率を適用するものとする。

(ア) 令和4年7月1日から令和4年9月30日までに保証申込を受け付けたもので、かつ令和5年1月31日までに融資実行されたものについては、以下のとおりとする。

表1 申込人資格要件ア及びイの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	1.05								
国補助料率(%)	0.85								
市補助料率(%)	0.20								
特別保証料率(%)	0.00								

表2 申込人資格要件ウの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65
国補助料率(%)	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45
市補助料率(%)	0.23	0.20	0.17	0.14	0.12	0.10	0.08	0.06	0.04
特別保証料率(%)	0.92	0.80	0.68	0.56	0.48	0.40	0.32	0.24	0.16

(イ) 令和4年10月1日から保証申込を受け付けたもので、かつ令和5年1月31日までに融資実行されたものについては、以下のとおりとする。

表1 申込人資格要件ア及びイの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	1.05								
国補助料率(%)	0.85								
市補助料率(%)	0.20								
特別保証料率(%)	0.00								

表2 申込人資格要件ウの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65
国補助料率(%)	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45
市補助料率(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
特別保証料率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(ウ) 令和5年1月10日から保証申込を受け付けたもので、かつ令和5年1月31日までに融資実行されたものについては、以下のとおりとする。

表1 申込人資格要件ア及びイの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	1.05								
国補助料率(%)	0.85								
市補助料率(%)	0.20								
特別保証料率(%)	0.00								

表2 申込人資格要件ウの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65
国補助料率(%)	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45
市補助料率(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
特別保証料率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

表3 申込人資格要件ウの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	2.40	2.20	2.00	1.80	1.55	1.30	1.10	0.90	0.70
国補助料率(%)	1.25	1.20	1.15	1.10	0.95	0.80	0.70	0.60	0.50
市補助料率(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
特別保証料率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(エ) 令和5年1月10日から令和6年6月30日まで保証申込を受け付けたもので、かつ令和5年2月1日以降に融資実行されたものについては、以下のとおりとする。ただし、保証申込を令和5年1月9日以前に受け付けたもので、かつ令和5年2月1日以降に融資実行されたものについては、表1及び表2のみを適用する。

表1 申込人資格要件ア、イ及びエの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	1.05								
国補助料率(%)	0.85								
市補助料率(%)	0.10								
特別保証料率(%)	0.10								

表2 申込人資格要件ウの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65
国補助料率(%)	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45
市補助料率(%)	0.23	0.20	0.17	0.14	0.12	0.10	0.08	0.06	0.04
特別保証料率(%)	0.92	0.80	0.68	0.56	0.48	0.40	0.32	0.24	0.16

表3 申込人資格要件ウの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	2.40	2.20	2.00	1.80	1.55	1.30	1.10	0.90	0.70
国補助料率(%)	1.25	1.20	1.15	1.10	0.95	0.80	0.70	0.60	0.50
市補助料率(%)	0.23	0.20	0.17	0.14	0.12	0.10	0.08	0.06	0.04
特別保証料率(%)	0.92	0.80	0.68	0.56	0.48	0.40	0.32	0.24	0.16

別表第3（第13条関係）

融資倍率一覧表

資 金 名	融 資 倍 率
振 興 資 金	5.0
小 規 模 事 業 資 金 ^(注)	2.5
経 営 安 定 資 金	2.5
産 業 立 地 促 進 資 金	2.0
創 業 支 援 資 金	1.5
流 動 資 産 担 保 資 金	3.5
事 業 承 継 特 別 保 証 資 金	2.0

（注） 小口零細対応小規模事業資金を含む。

別表第4（第14条関係）

申込必要書類一覧表

制度名 書類名	振興資金	小規模事業 資金(注1)	経営安定 資 金	産業立地 促進資金	創業支援 資 金	流動資産 担保資金	事業承継 特別保証 資金
確 定 申 告 書 決 算 書	○	○	○	○	○	○	○
履歴事項全部証明書 住 民 票	○	○	○	○	○	○	○
納 税 証 明 書	○	○	○	○(注2)	○	○	○
印 鑑 証 明 書	○	○	○	○	○	○	○
許認可証の写し	○	○	○	○	○	○	○
設 備 資 金 見 積 書	○	○	○	○	○	○	
対 象 者 確 認 申 込 書	協調支援型 特別資金 ○ (第22号様式 申告書兼誓約 書) (第23号様式 経営行動計画 書)		不況対策資金 ○ (第3号(1)様 式又は第3号 (2)様式) 不況対策資金 のうち指定倒産 ○ (第4号様式) 伴走支援型経 営力強化資金 ○ (第21号様式)	保証なしの 場合 ○ (第8号様式) 企 業 立 地 促 進 資 金 ○ (第9号様式)			○ (第18号様式) (第19号様式) 他 行 か ら の 借 換 の 場 合 (第20号様式)
資 格 認 定 申 込 書				保証付の場合 ○ (第6号様式)			
事業計画書等			借換支援資金 ○ (第5号様式)		スタートアップ 創出促進資金 以外 ○ (第15号様式) 企業診断を実施 する場合(注3) ○ (第14号様式) (第15号様式) スタートアップ 創出促進資金 ○ (第16号様式)		○ (第17号様式)
そ の 他 必 要 書 類	○	○	○	保証付の場合 ○ (第12号様式) (第13号様式)	○	○	○

※申込書類は複数通必要なものもある。

※経済産業省令（中小企業信用保険法施行規則）で規定する要件を満たす融資対象者が、保証料率の上乗せを条件に保証人による保証を提供しないことを選択する場合（ただし、選択できる制度に限る。）、国の「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」の定めによる。

※このほか、保証承諾に必要な書類は信用保証協会の定めによる。

(注1) 小口零細対応小規模事業資金の申込必要書類はこれに準拠する。

(注2) 国、都道府県及び市区町村それぞれの納税証明書

(注3) 企業診断を実施する場合は「川崎市創業支援資金企業診断申込書兼同意書」（第14号様式）、及び「創業計画書」（第15号様式）を金融機関経由で市長に提出